

尚巴志ハーフマラソン大会地域振興支援委託業務仕様書

1. 目的

本市が実施する尚巴志ハーフマラソン大会は、県内のスポーツイベントとして根付き、令和5年度に20回目の節目を迎えた。県内屈指のマラソン大会であるNAHAマラソンの一月前ということもあり、その試走を兼ねて多くの参加者が得られている状況である。しかし、市内や県外からの参加者はそれぞれ全体の2割にも満たない状況であり、観光交流や経済効果等、地域振興に資する効果が生まれにくい状況となっている。そこで、令和5年度に策定した尚巴志ハーフマラソン大会地域振興アクションプランに基づき、本大会が本市の地域振興に資するための様々な取組みを実施する。

尚、今回の取組みは基本的に令和9年11月に開催される予定の第24回大会に向けたものとするが、効果が十分に発揮できると判断される場合は第23回大会において実証することを妨げない。

2. 業務の名称

尚巴志ハーフマラソン大会地域振興支援委託業務

3. 業務期間

契約締結日の翌営業日から令和9年2月22日（月）まで

4. 業務の金額

11,303,600円（消費税込み）の範囲内で積算すること。なお、この金額は公募型プロポーザル方式のために掲示するものであり、契約金額ではない。

5. 業務の内容

(1) 与件の整理

令和5年度に実施した尚巴志ハーフマラソン大会実態調査の報告書及び令和7年度の実績について把握し、業務計画を作成すること。業務計画には必ずKPI（重要業績評価指標）を明示し達成に向けて努めること。

(2) 大会を軸としたツアーの磨き上げ

令和7年度に造成したツアーの自走化に向けて、市内旅行業者と連携し磨き上げを行うこと。また、本ツアーについて県内客を対象としたツアー造成の横展開を図ること。

(3) 県外・国外での誘客活動実施

(2)のツアー磨き上げにおいて首都圏の企業をターゲットに誘客活動を行うことと

し、福利厚生サービスメニューとして団体出走を促進させるための営業活動を行うこと。

また、令和7年度に出展した台北マラソンEXPOに再度出展し、前回得られた成果を十分に反映させて効果を得ること。

(4) 顧客関係管理（CRM）の仕組構築

過去複数回の大会参加者にアンケート調査を実施し、今後本大会の情報を継続して得ていきたいか確認して、「得ていきたい」意向を示す方々のメーリングリストを作成し定期的な情報発信を行う仕組みを構築する。また、大会公式ホームページ内においても情報取得の申込フォームを設定する。情報発信の内容としては、単なる大会概要にとどまらず、南城市体育協会と連携したランナー向けの「走る身体づくり」コンテンツとして、専門家指導によるトレーニング方法や走り方の指導、大会の攻略法、食に関するアドバイスやレシピ制作（日常、大会前日、当日朝食、疲労回復など）などを実施し、ランナーの大会における完走や目標記録の達成などに寄与し関係性を深めるものとする。尚、朝食メニューについては市内飲食店等と連携し当日販売してもよい（但し、受益者負担とし本委託業務からの材料費等支出は認めない）。

(5) 環境に配慮した大会運営を目指す取組み

本大会を持続可能な地域振興事業として磨き上げていくために、環境に配慮した大会運営に取り組む。本業務ではカーシェアリングの仕組み導入及びシャトルバス増便（市内宿泊施設及び県庁前広場発着等）により自家用車での来場を控えてもらうことで、排気ガス抑制によるCO2削減に努める。実施にあたっては現在のCO2排出量を調査するとともに削減量についてKPIを設定すること。また、給水サービスについてはこれまで使い捨ての紙コップを使用していたが、マイボトルやマイコップ等の利用を段階的に（強制でない）促進しゴミの削減を目指す。取組みについてはインフルエンサーやCRMの仕組等と連携した啓発に努めるとともに、先進的な国内事例について調査を行うこと。

尚、これらの取組みを県内のマラソン大会と連携して行っていくことで将来的に沖縄県全体の魅力アップにつながることから、成果について県内で開催されているマラソン大会の事務局2カ所以上に共有を図り連携を持ちかけるための支援を行うこと。

(6) 後夜祭の開催

大会終了後に文化センターにおいて後夜祭を開催し、県外参加者と市内参加者の交流を図ること。令和7年度に実施した内容を踏襲し、自走可能な方向性を示すこと。

(7) 大会イメージや尚巴志王のキャラクター活用

大会イメージや尚巴志王のキャラクターを活用しグッズ開発等を行うこと。

(8) 打ち合わせ

打合せは原則毎月1回行うこととし、必要に応じて追加できるものとする。

6. 成果品

- ①業務報告書・・・・・・・・・・・・・・・・データ納品 (CD-R 1 枚)
- ②成果報告書・・・・・・・・・・・・・・・・データ納品 (CD-R 1 枚)
- ③その他、本業務により制作されたもので市が求めるもの

7. 成果品の提出期限

上記成果品を令和9年2月22日(月)までに提出すること。

8. 協議について

本仕様書に記述のない事項については市と受託事業者の協議によって定めるものとする。

また、企画提案においては本仕様書の記述内容を満たしたうえで独自の新たな提案を盛り込んでもよい。但し、業務金額や業務期間については本仕様書のとおりであり変更となることはない。

9. データの取り扱い

本業務において得られたパーソナルデータ等については、基本的に市が保持するものとし、市は受託者に利用権限の一部を与えることとする。(相互利用許諾)

尚、市が許諾する受託者のデータ利用は原則としてシステムや機器の保守管理業務に係る市への報告及び市にとって有利な情報提供に資する場合のみとし、受託者は市の求めに応じて必要なデータの提供を行うものとする。

その他、データの取り扱いに関する詳細事項や相互利用許諾の範囲については別途本業務の契約時に協議のうえ決定するものとする。